

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月25日

【会社名】 株式会社フルキャストホールディングス

【英訳名】 FULLCAST HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 坂 卷 一 樹

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田八丁目9番5号

【電話番号】 03 (4530) 4830(代表)

【事務連絡者氏名】 財務 I R 部長 朝 武 康 臣

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田八丁目9番5号

【電話番号】 03 (4530) 4830(代表)

【事務連絡者氏名】 財務 I R 部長 朝 武 康 臣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(第2 - 1 回株式報酬型新株予約権)

その他の者に対する割当

発行価額の総額 144,402,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の

合計額を合算した金額 144,460,700円

(第2 - 2 回株式報酬型新株予約権)

その他の者に対する割当

発行価額の総額 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の

合計額を合算した金額 51,100円

- (注) 1 . 本募集は、2022年3月25日開催の当社第29回定時株主総会の決議及び2022年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。
- 2 . 第2 - 1 回株式報酬型新株予約権の発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(2022年3月24日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする。)であります。
- 3 . 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。
- 4 . 第2 - 1 回株式報酬型新株予約権の割当対象者のうち「当社の完全子会社ではない当社子会社の取締役」に割り当てる新株予約権に係る本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
- 5 . 第2 - 2 回株式報酬型新株予約権の割当対象者のうち「当社の完全子会社ではない当社子会社従業員」に割り当てる新株予約権に係る本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第2 - 1回株式報酬型新株予約権)

(1) 【募集の条件】

発行数	587個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注)上記発行数は上限の発行数を記載したものであり、申込等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	144,402,000円 (注)2022年3月24日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
発行価格	<p>本新株予約権の発行価格は、本新株予約権の割当日(2022年4月11日)において、以下の ないし の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりの オプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。</p> $C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$ <p>ここで、</p> $d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$ <p>1株当たりのオプション価格(C) 株価(S)：2022年4月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段) 行使価格(X)：1円 予想残存期間(t)：28年 ボラティリティ()：28年間(1994年4月12日から2022年4月11日まで)の各取引日 における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 配当利回り()：1株当たりの配当金(2021年12月期の配当実績)÷上記 に定める株 価 標準正規分布の累積分布関数(N(・))</p>
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年4月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フルキャストホールディングス 人事・法務部 (東京都品川区西五反田八丁目9番5号)
払込期日	2022年4月11日
割当日	2022年4月11日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、2022年3月25日開催の当社第29回定時株主総会決議及び2022年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。

2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに当社子会社取締役に対して割り当てられます。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役(監査等委員である取締役を除く)	4名	264個
当社子会社取締役	13名	323個
合計	17名	587個

(注) 当社子会社には、当社の完全子会社ではないものが含まれます。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	58,700株 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金144,460,700円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2025年4月12日から2075年4月11日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フルキャストホールディングス 人事・法務部(又はその時々における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社横浜銀行 武蔵小杉支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、原則として権利行使時において当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。 2. 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。 3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。 4. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。 5. その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の2.に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の取得の事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 上記(1)に定める「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

3. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券】(第2 - 2回株式報酬型新株予約権)

(1) 【募集の条件】

発行数	511個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を記載したものであり、申込等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年4月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フルキャストホールディングス 人事・法務部 (東京都品川区西五反田八丁目9番5号)
払込期日	該当事項はありません。
割当日	2022年4月11日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、2022年3月25日開催の当社第29回定時株主総会決議及び2022年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。

2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社及び当社子会社従業員に対して割り当てられます。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社及び当社子会社従業員	66名	511個
合計	66名	511個

(注) 当社子会社には、当社の完全子会社ではないものが含まれます。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	51,100株 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金51,100円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2025年4月12日から2025年4月11日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フルキャストホールディングス 人事・法務部(又はその時々における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社横浜銀行 武蔵小杉支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、原則として権利行使時において当社又は当社子会社の従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年又は会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。 2. 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。 3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。 4. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。 5. その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の2.に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。 新株予約権の取得の事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 上記(1)に定める「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

3. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)(注) 1	発行諸費用の概算額(円)(注) 2、3	差引手取概算額(円)
144,511,800	3,000,000	141,511,800

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、新株予約権公正価値算定費用、有価証券届出書作成費用等であります。

4. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたしません。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の適正な会社経営を通じた株価上昇及び長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、当社子会社の取締役、当社及び当社子会社の従業員に対してストックオプションの目的で新株予約権を付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

第2 - 1回株式報酬型新株予約権の払込債務は金銭報酬債権と相殺するため、第2 - 2回株式報酬型新株予約権は無償で発行するため、新規発行による手取金は発生しません。加えて、第2 - 1回株式報酬型新株予約権及び第2 - 2回株式報酬型新株予約権のいずれについても、その行使価格は行使により交付される株式1株当たり1円であるため、行使時の手取金額も僅少であります。

なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該行使の決定が、将来の行使期間における各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、当該行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)
2021年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第1四半期(自2021年1月1日 至2021年3月31日)
2021年5月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第2四半期(自2021年4月1日 至2021年6月30日)
2021年8月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第3四半期(自2021年7月1日 至2021年9月30日)
2021年11月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、2021年4月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社フルキャストホールディングス本店
(東京都品川区西五反田八丁目9番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。